

# 出資金の歴史

## ●1975年———出資金のはじまり

- ・ 諏訪の地で「石けんを使う生活」を呼びかけ、生活クラブの組織づくりが始まる。
- ・ 地域の人達に呼びかける道具として、16mmフィルムと映写機を58万円で購入。この時購入に必要なお金を生活クラブ運動に取り組もうとしていた数名で出し合ったのが、「出資金」の始まり。

## ●1976年———第一次出資金政策

- ・ 1月生活クラブ生協の設立をめざした「発起人会」が発足。
- ・ 活動に必要な器具・備品を購入するため、加入時2,000円、以後毎月500円の積立増資をする事を確認し、取組み開始。
- ・ 12月設立総会開催。

## ●1980年———第二次出資金政策

- ・ 3月長野で最初のセンターとなる岡谷センター開設。
- ・ この時の土地購入代金、建設費用を自ら拠出する事を前提として積立増資の取り組み強化について組合員討議。
- ・ 討議を経て、組合員の出資積立目標を50,000円とする事、また、毎月の積立増資を500円から1,000円に改定することが決定。

## ●1986年———第三次出資金政策

- ・ 出資金の公平性、安定性をどのように求めていくか組合員討議。
- ・ 討議を経て、出資積立目標を引き続き50,000円とする事、また50,000円を超えた出資者は50,000円を残し、その残余の減資ができる事、50,000円を超した出資者も増資は続ける事を決定。

## ●1992年———第四次出資金政策

- ・ 21世紀に向けた私達の活動の展望を見据え、自己資金としての出資金の強化を図る事を主旨として組合員討議。
- ・ 出資金政策については常設委員会を設置し目標積立額、減資の取り扱い等について検討する事、また、利用分量割り戻し金を出資金に振り替えなくても良い事を決定。

## ●1997年

- ・ 10月に一人一部「自己資金強化のための出資金」の冊子を配布。

## ●1998年

- ・ 減資できる金額が50,000円から100,000円を残し、その残余の減資ができることを決定。

## ●2008年———第五次出資金政策

- ・ 出資金の意義を再確認して、新たな出資金政策を検討する「出資金チーム」が発足。
- ・ 流動的な出資金を考慮し、一人当たりの出資金の上昇を抑えるため、出資金額を上限300,000万円とする。
- ・ 出資金安定のため、内部保留の充実を図り、利用分量割り戻し金の増資への振り替えはおこなわないことを決定する。

## ●2011年

- ・ 第5次出資金政策の継続を確認。一人当たりの出資金額の上昇を抑え目標金額を120,000円とする。

## ●2016年

- ・ 「第6次出資金出資金政策に向けたプロジェクトチーム」が発足。
- ・ 減資可能額は、高額出資となる組合員の対策と同様の目的と、減資に参加できる組合員を広げるため、「10万円を残し」の可能額から「8万円を残し」に変更する。

## ●2026年

- ・ 法第25条及び定款18条の規定に基づき、出資口数の減少は、やむを得ない場合に限り、事業年度末の90日前までに組合へ予告したうえで、当該事業年度末月の3月において行なうことを決定。

# 出資金 五つの約束

1. 事業活動に必要な資金は、出資金でまかなう。
2. そのため各組合員が毎月1,000円の積立増資をおこなう。
3. 出資金在高が30万円を超えた高額出資者は、毎月の積立増資はおこなわない。
4. 減資については、年度ごとにその内容を確認する。
5. 剰余金の処分については利用金額に応じた利用分量割り戻しをおこなう事とし、利用分量割り戻しの増資への振り替えはおこなわない。  
出資に対する配当はおこなわない。

新しい仲間のあなたへ

# 私たちの 出資金

- ・ 自らが「出資し、利用し、運営する」  
協同組合の基本原則です
- ・ 毎月の積立増資は、生活クラブの  
「事業と運動」参画への意思表示です



生活クラブ生活協同組合 長野  
〒394-0002 長野県岡谷市赤羽 2-3-47  
TEL 0266-24-0222  
FAX 0266-24-0253

## 出資金Q&A

### Q. 出資金はどのように使われる？

A.

私達が毎月々の増資で積み立てている出資金は、生協が現在と将来にわたって活動をしていくために必要なセンター（土地を含む）や設備、備品など（固定資産）の取得にあてられる自己資産となります。

### Q. なぜ毎月千円の積立増資をするの？

A.

自らが「出資し、利用し、運営する」組合員一人ひとりが利用者であり経営者であることの意識を持ち、生活クラブの「自分で考え、自分で決め、自分で行う」という共同購入活動に主体的に参画することの意思を表します。

### Q. 出資金に対するの配当は？

A.

生活クラブでは出資配当制をとっていません。出資金は活動に必要な資金を活動に参加する人達が拠出するものですから、言うまでも無く「投資」ではありません。したがって出資配当はおこないません。

### Q. 積立増資はいつまで続ける？

A.

自己資本でありながら、一方で流動負債の性格を持つ資金である事を考慮し、一人当たりの出資金額を30万円とします。出資金在高が30万円を超えた組合員は毎月の積立増資は行いません。

### Q. 脱退する時出資金はどうなる？

A.

諸事情により脱退する時には、出資金は事業年度末月の4月中に全額返金されます。

## 出資金あれこれ

### 【将来的なビジョンと積立増資】

1976年に1,023人の賛同者が集まって設立された生活クラブ長野は、2015年3月末現在で組合員数約14,605人となり、組織エリアも長野県下で36支部と広がりました。

組織の運営形態としては、活動エリアを諏訪・伊那・松本・上田・長野の5つのブロックに分けたブロック運営をおこなっています。

今後の方向性としては各ブロックが事業的にも、運動的にも自立した運営を目指し、それぞれの地域の中で私達の活動の確立を目指していくこととなります。

こうしたビジョンを描いた時、現状の施設では事足りなくなることが考えられます。

また、配送センターの必要性を検討し2016年に松本センター稼働となりました。

組合員の活動拠点となり、地域の人達と共有することのできるスペースが今後必要になってくることも考えられます。

いずれにしても、各ブロックの活動の広がりにもなっており、必要となる建物や設備を取得する時が必ずやってきます。

将来に向けた私達のビジョン（夢）の実現を目指して出資金活動を強化、継続していくことが私達にとって、とても大切なことだと思えます。

### 【出資金活動推進委員会】

5つのブロックからの組合員代表と担当理事、担当事務局で構成されています。

委員会では理事会からの委託を受け、年度ごと出資金政策についての答申をおこないます。

出資金の目標積立金額の設定や、減資の取り扱いについて、出資金活動内容の変更などを検討します。答申内容は理事会で討議され、決定されることとなります。



### 【出資配当制と利用分量割り戻し】

生協では、剰余金が出た時に組合員に還元する方法として「利用分量に応じた割り戻し」と「出資金額に応じた割り戻し」の二つの方法が定められています。

生協によっては出資配当をおこなっているところもありますが出資配当制は有利な出資配当が続けば、出資者にとっては大変魅力のあるものです。

しかし、経営状況が悪化し、出資配当がおこなえなくなった場合、他の有利な投資にむけて流出し、自己資金は不安定な状態に陥る恐れがあります。

生活クラブでは出資金の性格上、出資配当は好ましくないこと、また、利用金額に応じた、利用分量割り戻しこそ協同組合の理念に基づくものであるという見解から、出資配当は行わず、利用分量割り戻しをおこなっています。

### 【利用分量割り戻しの決定】

1事業年度において、年度末決算後剰余金が出た場合、1年に1回開催される「通常総代会」で、剰余金をどのように処分するかが決定されます。

剰余金とは、自分達が出資し、利用し、運営する協同組合の事業活動の成果によるものであるといえます。

従って、1年間の活動の結果得られた成果である剰余金は、法的に定められた積立金や、任意の積立金を除いたところで、活動に参加した組合員同士で平等に配分（還元）しようということで利用分量割り戻しがおこなわれています。

利用分量割り戻し金は、1年間の各組合員の利用金額に一定のパーセンテージをかけた金額で、割り戻されます。

### 【出資金返還について】

長野単協ホームページの組合員メニュー内に、出資金返還時期変更に関するお知らせを掲載しています。ホームページもご覧ください。

「生活クラブ長野」で検索 🔍